

「第2期秋田県アルコール健康障害対策推進計画（素案）」に関する 意見募集結果について

秋田県では、「第2期秋田県アルコール健康障害対策推進計画（素案）」（以下「第2期計画」という。）について、令和4年12月16日に素案を公表し、御意見を募集した結果は次のとおりです。貴重な御意見をお寄せいただき、ありがとうございました。

お寄せいただいた御意見については、本計画策定の参考とさせていただくほか、今後の施策の参考とさせていただきます。

1 意見の募集期間

令和4年12月16日（金）から令和5年1月16日（月）まで

2 意見提出の状況

- (1) 意見書等の数 1通（実数）
- (2) 具体的な意見の数 3件（延べ数）

3 寄せられた御意見と考え方・対応

No.	意見の内容	県の考え方・対応
1	<p>第5章2の進行予防についての意見です。</p> <p>「(3) アルコール健康障害に係る医療の充実と医療連携の推進」で、内科等の医療機関と精神科の医療連携をぜひ進めていただきたいと思います。特に、内科等の医療関係者を対象とした研修会を開催し、肝障害等の既往のある依存症当事者の体験談を含めていただけるとよいのではと考えます。医療者の早期連携によって患者のその後のQOL及び平均寿命が変わってきます。健康寿命の延伸を目指す秋田県としても、ここは外せないのではと考えます。</p>	<p>内科等の医療機関との連携については、第2期計画第5章2(3)②「内科、産婦人科等及び精神科等による医療連携の構築」において取組を記載しております。</p> <p>内科等身体科と精神科の医療連携は重要課題のひとつと考えており、限られた医療・社会資源のなかで効果的連携体制を構築すべく、地域における課題共有と意見交換の場を設け、全県的な依存症対策について協議していくことを予定しております。</p>
2	<p>3の再発予防についての意見です。</p> <p>（現状と課題）について</p> <p>現状では依存症と診断がついている方が、少ないことが課題です。これは依存症を診断できる医師や治療に関わる医療スタッフが限られていることが理由と考えられます。一方で、社会的に「アル中」と言われて、自他ともにスティグマを負い、社会からのネグレクトに加えてセルフネグレクトに陥っている人々があります。こうした人々には「依存症が病気であること、回復できる病気であること、相談や支援が受けられる場所があること」といった正しい情報を今まで以上に届ける必要があります。</p>	<p>再発予防に係る依存症に関する正しい知識の普及については、第2期計画第5章3(1)「アルコール依存症に対する正しい知識の普及」において取組を記載しております。</p> <p>また、アルコール健康障害に関する適切な知識の普及のために、第2期計画第5章1「発症予防」において、新たに働き盛り世代に対する対策や、特定健康診査の場での普及啓発に取り組むこととしており、より多くの県民に対して、アルコール健康障害に関する正しい情報を届ける予定としております。</p>

No.	意見の内容	県の考え方・対応
3	<p>(2) 社会復帰の支援について</p> <p>②と③の間に位置することになると思いますが、「依存症者の居場所の確保」です。依存症者の方の中には精神科での入院治療のあと、デイケアや就労支援事業所などを経て社会復帰、あるいは退院後すぐにももとの職場に復帰できる方もいると思います。ハローワークを活用できる方もいらっしゃるでしょう。</p> <p>しかし、高齢で単身生活保護で暮らしている方などの中には、依存症のために朝からお酒を必要とし、地域社会からも孤立し、どちらかという地域トラブルメーカーになっている人もいるのではと推測されます。こうした方々が自助グループに参加できるともちろんよいのですが、なかなか難しい場合が多いと考えます。高齢者は加えて就労が困難です。ですから、日中集うことで人と接することができる場の確保が非常に重要なのではないかと考えます。大阪や東京ではアルコール等の依存症者に特化した就労支援事業所や憩いの場としての作業所が複数設置されています。</p> <p>秋田県ではこうした条件に合う方が今のところ少なく、需要がないと判断されるのもごもっともですが、福祉事務所の生活扶助対象者や、訪問介護サービス利用者の中には該当者がいるのではと推測致します。</p> <p>今後、こうした対象者数の把握などの調査研究や、支援に関わる関係者の困難についての支援体制の強化が必要と考えます。</p>	<p>依存症患者が孤立しないための取組として、自助グループ、社会福祉協議会、地域包括支援センター、地域ボランティア等が開催している高齢者の交流サロン、傾聴サロン等、地域にある資源の活用を検討します。併せて、集いの場への参加を希望しない患者へのアウトリーチ活動についても検討します。</p> <p>引き続き、県外にあるアルコール依存症に特化した就労支援事業所の情報を集め、県内の障害福祉サービス事業所と情報交換を行っていくことで、御意見に留意して取組を進めます。</p>

4 問い合わせ先

秋田県健康福祉部健康づくり推進課

住 所 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

電 話 018-860-1426

電子メール kenkou@pref.akita.lg.jp